

市第 112 号議案 横浜市国民健康保険条例の一部改正

1 提案理由

平成 24 年度分の保険料について、地方税法における扶養控除の見直しに伴う特例措置を講ずる等のため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したいので提案します。

2 改正内容

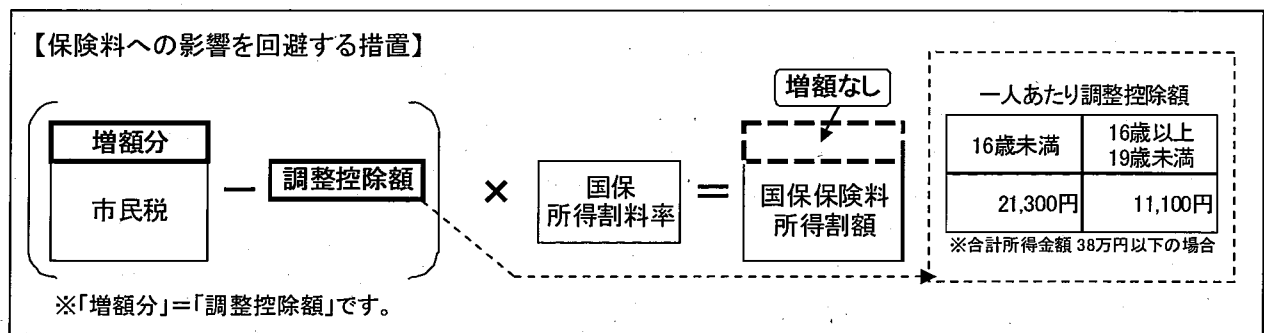
(1) 平成 24 年度の保険料に係る所得割額の算定の特例に伴う改正

(議案書 P. 99、付則第 37 項)

地方税の扶養控除の見直しに伴い、「市民税が増加することにより、保険料負担が増える場合」があるため、政令改正に基づいた「保険料増加の影響を回避する措置」として、平成 24 年度分市民税から「調整控除額」を控除する方法により、保険料計算を行います。

【調整控除額】

- ① 「16 歳未満の人に対する一人あたり ; 21,300 円」
- ② 「16 歳以上 19 歳未満の人に対する一人あたり ; 11,100 円」



(2) その他の改正 (議案書 P. 99、第 17 条の 2、付則第 11 項、付則第 36 項)

引用条文を明確化するとともに、必要な文言整理を行います。

3 施行予定日

平成 24 年 4 月 1 日

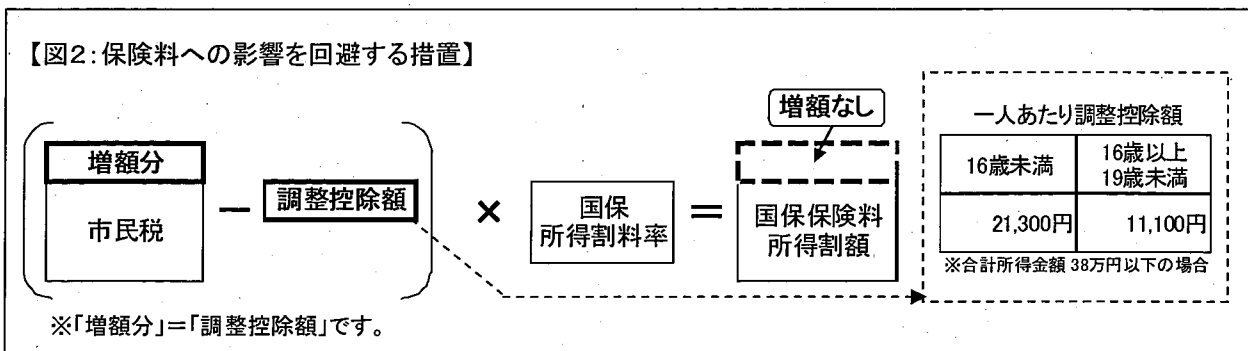
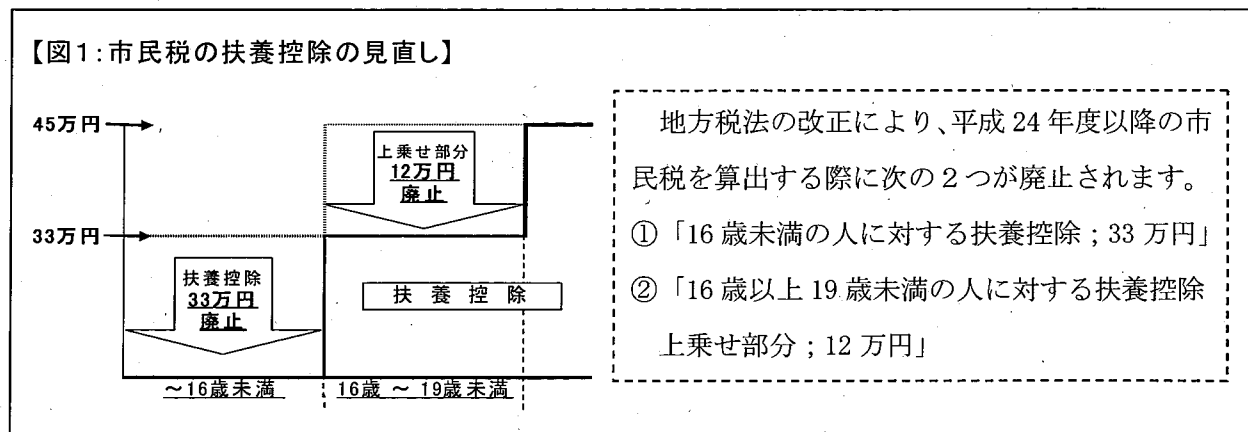
《 参 考 》

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年 12 月 28 日公布)の概要

1 平成 24 年度の保険料に係る所得割額の算定の特例(平成 24 年度限り)

地方税法の改正により、平成 24 年度以降の市民税を算出する際に、19 歳未満の人の扶養控除が一部廃止されます(図 1)。

この影響で、国民健康保険料所得割額が増額することが見込まれますが、扶養控除の見直しが保険料に影響を及ぼさないようにするための「特例措置を講ずるため」に、政令改正がなされたものです(図 2)。

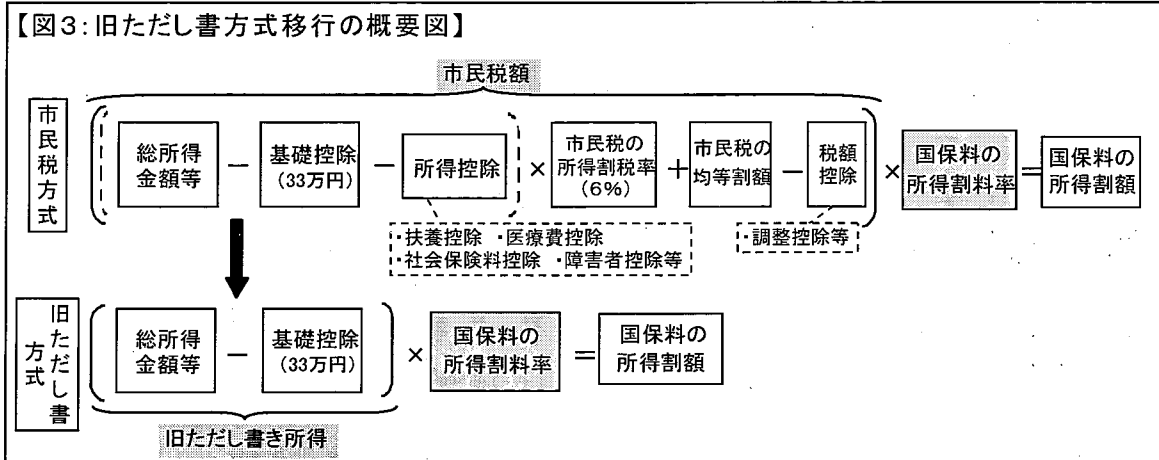


2 所得割額の算定方式の「旧ただし書方式への一本化」(平成 25 年度以降)

今後の税制改正に伴う保険料への影響を回避することを目的として、平成 25 年度から、所得割額の算定方式を「旧ただし書方式に一本化」することを、政令改正で定めたものです。

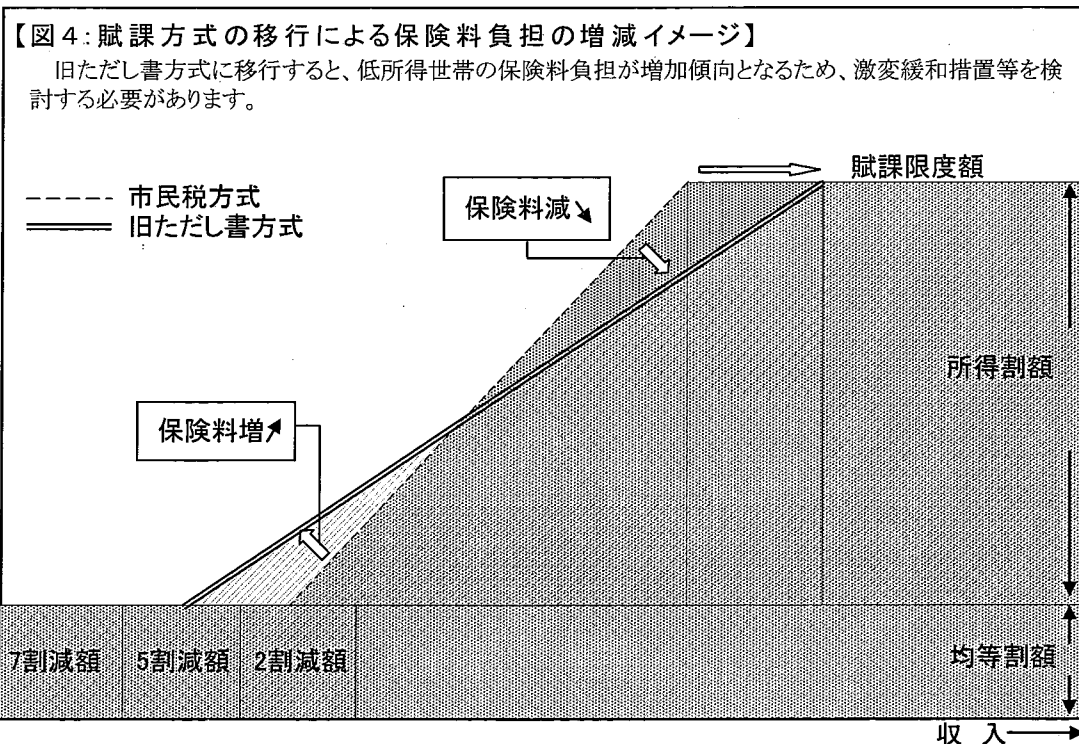
【旧ただし書方式への移行】

政令改正を受け、平成 25 年度以降は、本市の保険料所得割額も「市民税方式（市民税額に国保料の所得割料率を積算し算出）」から、「旧ただし書方式（総所得金額等から基礎控除を減じた額に所得割料率を積算し算出）」に変更する必要があります。



※ 1 本市では昭和 36 年度の国民健康保険事業開始時から市民税方式を採用しています。

※ 2 「旧ただし書き所得」とは、旧地方税法において「市町村民税の所得割額の課税方式として採用」されていたもので、同法に「ただし書き」規定があったことに由来するものです。



今後、「旧ただし書方式への移行」に伴う「影響調査」や「激変緩和策等の検討」を進めていきますが、検討にあたっては、国民健康保険の実施に関する重要事項を審議する「国民健康保険運営協議会」において審議していくとともに、適宜、市会へ報告します。

なお、この改正は平成 25 年 4 月 1 日施行のため、平成 24 年度中の市会に条例改正案を上程する予定です。